

令和7年度富士市放課後児童クラブ運営評価委員会評価結果

1 受審事業所

特定非営利活動法人 Child Care Support ふじ

2 運営する放課後児童クラブ・事業所情報

(1) 運営する放課後児童クラブ施設名称（小学校区）

放課後児童クラブ名	小学校区	放課後児童クラブ名	小学校区
よしわらっ子児童クラブ	吉原	丘児童クラブ	丘
伝法児童クラブ	伝法	岩松北児童クラブ	岩松北
神戸児童クラブ	神戸	富士北児童クラブ	富士中央
大淵児童クラブ	大淵		

計 7 小学校区

(2) 事業所情報

代表者氏名：代表理事 遠藤 光彦	
役員構成（所属・肩書）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 副代表理事 後藤 隆章（横浜国立大学・准教授） ・ 理事、監事 影山 正直（元富士市議会議員） ・ 理事 芹澤 芳子（カウンセリングルームまなざし代表） ・ 理事 永山 春美（前岩松北児童クラブ統括主任） 	
連絡先電話番号： 0545-40-9310	F A X 番号： 0545-87-4284
ホームページアドレス	https://npo-child-care-support-fuji-1.jimdosite.com/
開設年月日	令和4年11月14日
職員数	常勤職員：33名 非常勤職員：87名 ※令和8年1月1日時点
専門職員 （重複含む）	（専門職の名称） （人数）
	放課後児童支援員 57名
	教員免許（小・中・高） 12名
	幼稚園教諭 12名
	保育士 6名

(3) 理念・基本方針

子どもの育ちに、つなぐ、つなげる、つながる

3 評価結果

(1) 評価の受審状況

評価実施期間	令和7年12月12日(金)・令和8年1月13日(火) 令和8年1月23日(金)
--------	--

(2) 総評

◆特に評価の高い点

- ・ 年間を通してクラブ運営を行っていくうえで、現実的な見通しをもった予算計画が立てられている。
- ・ 法人移行に伴い、7小学校区のクラブ運営がスタートした状況においても、支援員の退職者はほぼおらず、児童に寄り添った支援ができており、運営マネジメントが円滑に行われている。
- ・ クラブに意見箱を設置するなど、子どもの意見に耳を傾けている姿勢が評価できる。
- ・ ZOOM を活用した研修や、法人独自のプログラムの研修に力を入れており、支援員の資質向上に努めている。

◆今後の取り組みが望まれる点

- ・ 初年度の運営により捉えた各クラブの長所や短所について、スケールメリットを活かした横展開を図り、更なる向上に努められたい。
- ・ 財務状況に関する項目について、会計管理上の誤りがあったことにより、B評価とした。課題が発生した場合は、その都度管理体制の見直し・改善を行うことで、より良い運営に繋がるよう努められたい。
- ・ 基本理念の「つなぐ」の実現に向けて、法人の強みであるパートナーシップ企業との繋がりを強化し、更なる事業運営の向上に努められたい。
- ・ 事業運営に当たり、代表理事、事業責任者、エリアマネージャーの連携が取れているが、三人の力に加え、経営・運営を担うことのできる新たな人材を確保されたい。

(3) 評価結果に対する事業所のコメント

◆特に評価の高い点について

はじめに、年間を通した現実的な予算計画について評価いただいたことは、大変光栄に存じます。持続可能な運営は、子どもたちの安心・安全を守る基盤であると考えており、今後も堅実かつ透明性の高い財務運営に努めてまいります。

法人移行直後という大きな変化の中で、7小学校区のクラブ運営を円滑にスタートできたことは、現場の支援員一人ひとりの努力の賜物であると認識しています。当法人が大切にしている「子どもに寄り添う支援」が、現場で実践されている証と受け止めております。

また、子どもの声を大切にする姿勢を評価いただいたことは、大きな励みとなりました。児童クラブは子どもたちの生活の場であり、子ども自身が主体となる環境づくりを今後も推進してまいります。

支援員の資質向上への取り組みにつきましては、今後も継続して行い、学び続ける組織として、専門性と人間性の両面を高めてまいります。

◆今後の取り組みが望まれる点について

各クラブの長所・短所の横展開につきましては、法人化によるスケールメリットを活かす重

要な課題と捉えております。優れた育成支援の対応事例を共有し、定期的な情報交換・クラブ間の職員交流を通して、全体の質の底上げを図ってまいります。

会計管理処理に関しては、迅速な見直しを行いました。評価結果を真摯に受け止め、管理体制の再点検とチェック機能の強化を図り、再発防止に努めるとともに、透明性と信頼性の高い会計管理を徹底してまいります。今回の課題は、組織体制をより強固にする機会といたします。

基本理念である「つなぐ」の実現に向けては、地域企業やパートナーシップ企業との連携をさらに深化させ、子どもたちにとって多様な体験や学びの機会を創出してまいります。地域全体で子どもを育てる環境づくりを、より一層推進いたします。

また、経営・運営を担う新たな人材の確保についても重要課題と認識しています。持続的な発展のために、次世代のリーダー育成と組織体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

◆結びに

初年度という節目において、このような評価と建設的な助言をいただけたことは、当法人にとって大きな財産です。

今後も「子どもを中心に、地域とともに」という姿勢を貫き、富士市の児童福祉の発展に貢献してまいります。

(4) 各評価項目の評価結果（別添のとおり）

富士市放課後児童クラブ運営評価シート

受審事業所
特定非営利活動法人 Child Care Support ふじ

<評価の判断基準>
 A：できている
 B：概ねできている、一部できていない
 C：できていない

I 法人の適正

評価項目	評価の着眼点	評価
1 基本理念・目標・基本方針	事業を実施するに当たっての基本理念・目標が定められている。	B
	基本理念に基づき運営業務を実施する上での具体的な基本計画や基本方針がある。	
	事業を実施するに当たっての基本理念・目標・基本方針が職員へ周知されている。	
	基本理念・目標は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用児童や保護者等への周知が図られている。	
2 健全で安定した財務状況の維持	法人の財務状況は健全で安定した運営が可能な財務基盤を有している。	B
	予算管理及び執行に関する具体的な手法についての定めがあり、職務分掌と権限・責任が明確となっている。	
	予算管理及び執行状況について、理事会等で定期的に確認、分析がなされ、戦略的な経営が行われている。	
3 公的事業を担う受託者としての責任と意欲	児童福祉法に基づく公的事業を担う受託者としての責任及び役割を認識し、それらを踏まえた運営を行っている。	A
	支援員等に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

II 組織の運営管理体制

評価項目	評価の着眼点	評価
4 円滑な運営に必要な組織体制	事務所内に事務専任の職員が常駐し、連絡が取れる体制が整っている。	A
	指揮命令系統の体制が構築されており、機能している。	
	事業責任者及びエリアマネージャーは運営基準に基づき適切に配置されており、業務分担が明確である。	
5 利用料等の管理体制	利用料の請求、受領事務、減免手続き等の管理体制が明確であり、また正確に処理されている。	A
	保護者が利用料金や昼食代の仕組みについて理解できるよう、わかりやすい案内をしている。	
6 苦情相談への体制	利用児童や保護者に対して、意見・苦情を受付ける窓口等を周知している。	A
	利用児童や保護者からの苦情に対する考え方や対応策が明確であり、体制が構築されている。	
	利用児童や保護者からの苦情に対する対応策について職員へ共有が図られている。	
7 不測の事態に対するリスク管理体制	不測の事態が生じた場合に備え、業務遂行のためのバックアップ体制が構築されている。	A
	他ブロックの運営法人が予期せぬ運営不履行となった場合の運営の引継ぎの考え方が明確である。	

Ⅲ 支援員

評価項目		評価の着眼点	評価
8	安定的な支援員の確保への取組	保護者や利用児童に信頼される児童クラブ支援員等を継続的に確保するための仕組み(採用方法等)がある。	A
		支援員等の給与等の処遇の確保、給与体系等が整備されている。	
		支援員等の福利厚生について具体的に整備されており、また運用されている。	
9	支援員の資質向上に向けた取組	支援員に対し、「期待する職員の像」の共有が図られてる。	A
		児童の支援等に係る支援員等の職場内研修を計画的に実施している。	
		クラブミーティングの場等で支援向上のための情報共有が行われている。	
		新任支援員、アルバイト補助員等へ研修の機会が提供されている。	
10	支援員のバックアップ体制	支援員等の勤務状況の把握や支援員等との意思疎通、情報共有の仕組みが整備され、機能している。	A
		エリアマネージャーなどを通して支援員からの相談を把握する仕組みが構築されていて、本部が課題を共有できている。	
		支援員等への相談、助言及びバックアップ体制が構築されており、機能している。	
		全ての支援員等の指導・評価方法が具体的に確立され、機能している。	

Ⅳ 育成支援等

評価項目		評価の着眼点	評価
11	育成支援の方針	各児童クラブに年間の育成支援計画が整備され、実施後の評価が行われている。	A
		各児童クラブ間の育成支援の良質化・高水準での平準化を図るための考えが明確であり、取組を行っている。	
		各クラブの特色を生かした育成支援が行われており、法人内での横展開が図られている。	
12	発達段階に応じた育成支援への理解	利用児童の発達に応じた支援が実践され、適切な生活の場が提供できている。	A
		障害のある児童の状況や育成支援の内容を記録し、支援員の間で共有している。	
13	子どもの権利の保障	子どもの権利保障の考え方が各児童クラブに周知され、子どもの権利を踏まえた育成支援が実践されている。	A
		利用児童の意見を把握する方法が整備されており、また意見の反映に努めている。	
		支援員及び補助員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の防止について研修等を実施し、支援員及び補助員間で共有している。	

14	学校や保護者との情報共有	特別な配慮を必要とする児童への支援に当たり、学校や保護者との情報共有や連携が図られている。	A
		保護者との連絡調整の仕組みが整備され機能している。	
		利用児童の生活の連続性を保障するため、学校等との情報交換や情報共有を日常的に図っている。	
		利用児童に変化や問題が生じた際には、学校及び関係機関と連絡調整ができる体制を構築し、機能している。	
15	保護者組織や地域との連携	保護者や保護者組織との連携及び活動を支援する取組が行われている。	A
		地域との連携について、関係性を確立するための取組が行われている。	
		地域に対して放課後児童クラブの存在意義や役割を明確にするように努めている。	
16	おやつに対する配慮	利用児童のニーズに合ったおやつを提供している。	B
		おやつの提供内容が事前に利用児童及び保護者に伝わっている。	
		食物アレルギーのある利用児童に対し、対応方針を定めた上で、おやつを提供している。	
17	いじめ、虐待、体罰に対する取組	児童クラブでのいじめ、体罰について把握・解決する仕組みが整備され、問題が起きたときには適切に対応ができています。	A
		児童虐待を発見した後の市等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順について定められており、支援員等に周知している。	

V 安全・危機管理体制

評価項目		評価の着眼点	評価
18	個人情報保護に関する取組	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定され、支援員等に周知が図られている。	A
		個人情報や職務上知りえた秘密漏えい防止のため支援員等への意識を向上させる取組を行っている。	
19	児童在所時の安全確保に関する取組	児童の健康管理及び活動中のけが等の事故防止のための安全対策が行われている。	A
		「富士市放課後児童健全育成事業所における事故発生時の対応事務取扱要領」に基づき、児童のけが等の事故発生時の対応が実践されている。	
		熱中症対策、災害対応、防犯(不審者対応等)、感染症対策、怪我・傷病等への応急処置、食物アレルギーに対してマニュアルが整備され、支援員等に周知している。	
		安全計画に基づく各種訓練を実施し、実施した記録を残している。また実施した結果の検証を行っている。	
20	児童登所及び引き渡し時の安全に関する取組	利用児童の登所及び引き渡し時の安全対策についての考えが明確であり徹底されている。	A
		利用児童の利用予定について、把握する仕組みができています。	
		利用児童が保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れた場合に速やかに状況を把握し対応している。	
		利用児童の緊急時の連絡方法について、学校・保護者と連携している。	